



鳥取県公報

平成 20 年 3 月 28 日 (金)
号外第 46 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 人委規則	職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則等の一部を改正する規則 (11) (給与課) 2 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則 (12) (〃) 12 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (13) (〃) 21 職員の旅費等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (14) (〃) 24 特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則 (15) (〃) 28
--------	---

人 事 委 員 会 規 則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月28日

鳥取県人事委員会委員長 高 橋 敬 一

鳥取県人事委員会規則第11号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第1条 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和32年鳥取県人事委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、<u>それぞれ当該各号に定めるところによる。</u></p> <p>(1)~(3) 略</p> <p>(4) 経験年数 職種に応じ、次に定めるところによる年数をいう。</p> <p>ア 教育職給料表(1)又は教育職給料表(2)の適用を受ける職員にあっては、修学年数調整表(別表第2)における高校卒の学歴区分欄に掲げるその者の該当する学歴(学歴免許等資格区分表においてこの学歴に含まれる学歴免許等の資格を含む。以下「基礎学歴」という。)を取得したとき以後の職員として在職した年数と職員として在職した期間以外の期間について経験年数換算表(別表第3)に定める換算率を乗じて得た年数(以下「換算年数」という。)とを合算した年数から、修学年数調整表においてその者に適用されることとなった学歴免許等の資</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)~(3) 略</p> <p>(4) 経験年数 職種に応じ、次に定めるところによる年数をいう。<u>ただし、職員として在職した期間中において休職又は停職となった期間については、これらについて経験年数換算表(別表第2)に定める割合を乗じて得た年数をもって経験年数とする。</u></p> <p>ア 教育職給料表(1)又は教育職給料表(2)の適用を受ける職員にあっては、修学年数調整表(別表第3)における高校卒の学歴区分欄に掲げるその者の該当する学歴(学歴免許等資格区分表においてこの学歴に含まれる学歴免許等の資格を含む。以下「基礎学歴」という。)を取得したとき以後の職員として在職した年数と職員として在職した期間以外の期間について経験年数換算表に定める換算率を乗じて得た年数(以下「換算年数」という。)とを合算した年数から、修学年数調整表においてその者に適用されることとなった学歴免許等の資格の属する</p>

格の属する学歴区分の修学年数と基礎学歴の修学年数との差の年数を減じた年数（減ずる場合には、職員として在職した期間以外の期間の換算年数から減じ、なお、減ずる年数のある場合には、職員として在職した年数から減ずるものとする。）をいう。ただし、学歴免許等資格区分表の1の(5)に該当する者については、6月を前記によって計算した年数に加えた年数とする。

イ～カ 略

(5)～(9) 略

(人事交流等により異動した場合の号給)

第7条 新たに職員となった者のうち、人事交流等により次に掲げる者から引き続いて職員（第3号に掲げる者にあつては、教育職給料表(1)又は教育職給料表(2)の適用を受ける職員に限る。）となった者の第3条から前条までの規定に基づいて定められた初任給の額が、部局内の他の職員と著しい不均衡を生ずる場合においては、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別にその者の号給を決定することができる。

(1)及び(2) 略

(3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第134条第1項に規定する各種学校（経験年数換算表において「各種学校」という。）又は私立学校法（昭和24年法律第270号）第2条第3項に規定する私立学校（経験年数換算表において「私立学校」という。）の教員

(4)及び(5) 略

(昇給区分及び昇給の号給数)

第13条 略

2～4 略

5 各任命権者において、前3項の規定によりCの昇給区分の号給数を超える号給数で職員を昇給させる場合の当該超える号給数の総数は、人事委員会が定める範囲内でなければならない。

6～8 略

別表第1（第2条関係）

学歴免許等資格区分表

学歴免許等の区分		学歴免許等の資格
基準学歴区分	学歴区分	

学歴区分の修学年数と基礎学歴の修学年数との差の年数を減じた年数（減ずる場合には、職員として在職した期間以外の期間の換算年数から減じ、なお、減ずる年数のある場合には、職員として在職した年数から減ずるものとする。）をいう。ただし、学歴免許等資格区分表の1の(5)に該当する者については、6月を前記によって計算した年数に加えた年数とする。

イ～カ 略

(5)～(9) 略

(人事交流等により異動した場合の号給)

第7条 新たに職員となった者のうち、人事交流等により次に掲げる者から引き続いて職員（第3号に掲げる者にあつては、教育職給料表(1)又は教育職給料表(2)の適用を受ける職員に限る。）となった者の第3条から前条までの規定に基づいて定められた初任給の額が、部局内の他の職員と著しい不均衡を生ずる場合においては、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別にその者の号給を決定することができる。

(1)及び(2) 略

(3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第134条第1項に規定する各種学校（経験年数換算表の1の表において「各種学校」という。）又は私立学校法（昭和24年法律第270号）第2条第3項に規定する私立学校（経験年数換算表の1の表において「私立学校法による学校」という。）の教員

(4)及び(5) 略

(昇給区分及び昇給の号給数)

第13条 略

2～4 略

5 各任命権者において、前3項の規定により職員をA又はBの昇給区分に決定し、昇給させる号給数の総数は、人事委員会が定める範囲内でなければならない。

6～8 略

別表第1（第2条関係）

学歴免許等資格区分表

学歴免許等の区分		学歴免許等の資格
基準学歴区分	学歴区分	

1 大 学卒	(4) 大学 6卒	ア 学校教育法による大学の医学若しくは歯学に関する学科（同法第85条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。）又は獣医学に関する学科（修業年限6年のものに限る。）の卒業
		イ 略
略		
3 高 校卒	(2) 高校 3卒	ア 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校（同法第76条第2項に規定する高等部に限る。）の卒業
イ 略		
4 中 学卒	中学卒	ア 学校教育法による中学校若しくは特別支援学校（同法第76条第1項に規定する中学部に限る。）の卒業又は中等教育学校の前期課程の修了
イ 略		

備考 この表の「特別支援学校」には学校教育法等の一部を改正する法律（平成18年法律第80号）による改正前の学校教育法による盲学校、聾学校及び養護学校を、「准看護師学校」には保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律（平成13年法律第153号）による改正前の保健婦助産婦看護婦法による准看護婦学校を、「准看護師養成所」には同法による准看護婦養成所を含むものとする。

別表第3の4（第2条の4関係）

教育職給料表(1)級別資格基準表

職種	職務の級 学歴免許	1級	2級	3級	4級
		略			
教諭、養護教諭、栄	大学卒	0	0	0	0
養教諭及び講師（人 事委員会が定めるも	短大卒	0	2.5	2.5	

1 大 学卒	(4) 大学 6卒	ア 学校教育法による大学の医学若しくは歯学に関する学科（同法第53条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。）又は獣医学に関する学科（修業年限6年のものに限る。）の卒業
		イ 略
略		
3 高 校卒	(2) 高校 3卒	ア 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は特別支援学校の高等部の卒業
イ 略		
4 中 学卒	中学卒	ア 学校教育法による中学校若しくは特別支援学校の中学部の卒業又は中等教育学校の前期課程の修了
イ 略		

備考 この表の「准看護師学校」及び「准看護師養成所」には、それぞれ保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律（平成13年法律第153号）による改正前の保健婦助産婦看護婦法第22条第1号の学校及び同条第2号の准看護婦養成所を含む。

別表第3の4（第2条の4関係）

教育職給料表(1)級別資格基準表

職種	職務の級 学歴免許	1級	2級	3級	4級
		略			
教諭、養護教諭、栄	大学卒	0	0	0	0
養教諭及び講師（人 事委員会が定めるも	短大卒	0	2.5	2.5	

のに限る。)							
実習教諭	大学卒			別に定める。			
	短大卒			別に定める。			
	高校卒			別に定める。			
寄宿舎主任及び寄宿舎副主任	大学卒			別に定める。			
	短大卒			別に定める。			
	高校卒			別に定める。			
略							

別表第3の9(第2条の4関係)

医療職給料表(3)級別資格基準表

職種	職務の級 学歴免許	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		略						
准看護師	准看護師養成所卒	0	7	7				

別表第4(第3条の2関係)

行政職給料表初任給基準表

学歴免許	試験区分	初任給
大学6卒		1級41号給
大学卒	大学卒業程度	1級29号給
短大卒	短大卒業程度	1級19号給
高校卒	高校卒業程度	1級9号給

別表第5(第3条の2関係)

公安職給料表初任給基準表

学歴免許	試験区分	初任給
大学卒	大学卒業程度	2級17号給
高校卒	高校卒業程度	1級5号給

備考 略

別表第6(第3条の2関係)

教育職給料表(1)初任給基準表

職種	学歴免許	初任給
教諭、文化財主事、養護教諭、栄養教諭及び講師(人事委員会)	大学院博士課程修了	2級33号給
	大学院修士課程修了	2級17号給
	専門職学位課程修了	
	大学卒	2級5号給

のに限る。)							
略							

別表第3の9(第2条の4関係)

医療職給料表(3)級別資格基準表

職種	職務の級 学歴免許	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		略						
准看護師	准看護師養成所卒	0	7	7	7	14	2	16

別表第4(第3条の2関係)

行政職給料表初任給基準表

学歴免許	試験区分	初任給
大学6卒		1級37号給
大学卒	大学卒業程度	1級25号給
短大卒	短大卒業程度	1級15号給
高校卒	高校卒業程度	1級5号給

別表第5(第3条の2関係)

公安職給料表初任給基準表

学歴免許	試験区分	初任給
大学卒	大学卒業程度	2級13号給
高校卒	高校卒業程度	1級1号給

備考 略

別表第6(第3条の2関係)

教育職給料表(1)初任給基準表

職種	学歴免許	初任給
教頭	大学院博士課程修了	2級29号給
	大学院修士課程修了	2級13号給
	専門職学位課程修了	
	大学卒	2級1号給
教諭、養護教諭、栄養教諭及び講師(人事委員会が定めるも)	短大卒	1級11号給
	大学院博士課程修了	2級29号給
	大学院修士課程修了	2級13号給
	専門職学位課程修了	
	大学卒	2級1号給

が定めるものに限る。)	短大卒	1 級15号給
講師、助教諭、	大学卒	1 級25号給
養護助教諭、実	短大卒	1 級15号給
習助手及び寄宿舎指導員	高校卒	1 級 5 号給

別表第7(第3条の2関係)

教育職給料表(2)初任給基準表

職種	学歴免許	初任給
教諭、文化財主	大学院博士課程修了	2 級45号給
事、養護教諭、	大学院修士課程修了	2 級29号給
栄養教諭及び講	専門職学位課程修了	
師(人事委員会	大学卒	2 級17号給
が定めるもの	短大卒	2 級 7 号給
に限る。)		
講師、助教諭及	大学卒	1 級25号給
び養護助教諭	短大卒	1 級15号給
	高校卒	1 級 5 号給

別表第8(第3条の2関係)

研究職給料表初任給基準表

学歴免許	試験区分	初任給
大学院博士課程修了 (大学6卒後のものに限る。)		1 級65号給
大学院博士課程修了		1 級57号給
大学院修士課程修了 専門職学位課程修了 大学6卒		1 級41号給
大学卒	大学卒業程度	1 級29号給
短大卒	短大卒業程度	1 級19号給

のに限る。)	短大卒	1 級11号給
講師、助教諭、	大学卒	1 級21号給
養護助教諭、実	短大卒	1 級11号給
習助手及び寄宿舎指導員	高校卒	1 級 1 号給

別表第7(第3条の2関係)

教育職給料表(2)初任給基準表

職種	学歴免許	初任給
教頭	大学院博士課程修了	2 級41号給
	大学院修士課程修了 専門職学位課程修了	2 級25号給
	大学卒	2 級13号給
	短大卒	2 級 3 号給
教諭、養護教	大学院博士課程修了	2 級41号給
	大学院修士課程修了 専門職学位課程修了	2 級25号給
諭、栄養教諭及	大学卒	2 級13号給
	短大卒	2 級 3 号給
び講師(人事委		
員会が定めるもの	大学卒	2 級13号給
に限る。)	短大卒	2 級 3 号給
講師、助教諭及	大学卒	1 級21号給
び養護助教諭	短大卒	1 級11号給
	高校卒	1 級 1 号給

別表第8(第3条の2関係)

研究職給料表初任給基準表

学歴免許	試験区分	初任給
大学院博士課程修了 (大学6卒後のものに限る。)		1 級61号給
大学院博士課程修了		1 級53号給
大学院修士課程修了 専門職学位課程修了 大学6卒		1 級37号給
大学卒	大学卒業程度	1 級25号給
短大卒	短大卒業程度	1 級15号給

別表第9（第3条の2関係）

医療職給料表(1)初任給基準表

職種	学歴免許	初任給
医師及び歯科医師	大学院博士課程修了	1級37号給
	大学6卒	1級17号給

別表第10（第3条の2関係）

医療職給料表(2)初任給基準表

職種	学歴免許	試験区分	初任給
薬剤師	大学卒		2級5号給
診療放射線技師	大学卒		2級5号給
	短大3卒		1級21号給
臨床検査技師	大学卒		2級5号給
	短大3卒		1級21号給
衛生検査技師	大学卒		2級5号給
	短大卒		1級15号給
理学療法士及び作業療法士	大学卒		2級5号給
	短大3卒		1級21号給
視能訓練士	大学卒		2級5号給
	短大3卒		1級21号給
言語聴覚士	大学卒		2級5号給
	短大3卒		1級21号給
歯科衛生士	短大卒		1級15号給
	高校専攻科卒		1級11号給
あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師	短大3卒		1級21号給
	短大2卒		1級15号給
	高校卒		1級5号給
	高校2卒		1級5号給
その他	大学6卒		2級17号給
	大学卒	大学卒業程度	2級5号給
	短大卒	短大卒業程度	1級15号給
	高校卒	高校卒業程度	1級5号給

別表第11（第3条の2関係）

医療職給料表(3)初任給基準表

職種	学歴免許	初任給
助産師	大学卒	2級15号給

別表第9（第3条の2関係）

医療職給料表(1)初任給基準表

職種	学歴免許	初任給
医師及び歯科医師	大学院博士課程修了	1級33号給
	大学6卒	1級13号給

別表第10（第3条の2関係）

医療職給料表(2)初任給基準表

職種	学歴免許	試験区分	初任給
薬剤師	大学卒		2級1号給
診療放射線技師	大学卒		2級1号給
	短大3卒		1級17号給
臨床検査技師	大学卒		2級1号給
	短大3卒		1級17号給
衛生検査技師	大学卒		2級1号給
	短大卒		1級11号給
理学療法士及び作業療法士	大学卒		2級1号給
	短大3卒		1級17号給
視能訓練士	大学卒		2級1号給
	短大3卒		1級17号給
言語聴覚士	大学卒		2級1号給
	短大3卒		1級17号給
歯科衛生士	短大卒		1級11号給
	高校専攻科卒		1級7号給
あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師	短大3卒		1級17号給
	短大2卒		1級11号給
	高校卒		1級1号給
	高校2卒		1級1号給
その他	大学6卒		2級13号給
	大学卒	大学卒業程度	2級1号給
	短大卒	短大卒業程度	1級11号給
	高校卒	高校卒業程度	1級1号給

別表第11（第3条の2関係）

医療職給料表(3)初任給基準表

職種	学歴免許	初任給
助産師	大学卒	2級11号給

	短大3卒	2級9号給
看護師	短大3卒	2級9号給
	短大2卒	2級5号給
准看護師	准看護師養成所卒	1級5号給

別表第14（第12条の2関係）

特定級号給表

給料表	職務の級	号給	適用年数
行政職給料表	1級	76号給	6年
	2級	36号給	
公安職給料表	1級	68号給	4年
	2級	60号給	
	3級	48号給	
教育職給料表(1)	1級	72号給	4年
	2級	52号給	
教育職給料表(2)	1級	72号給	4年
	2級	64号給	
研究職給料表	1級	80号給	6年
	2級	44号給	
医療職給料表(2)	1級	72号給	6年
	2級	44号給	
医療職給料表(3)	1級	64号給	6年
	2級	48号給	
略			

別表第15（第12条の2、第13条関係）

昇給号給数表

職員の区分	昇給区分				
	A	B	C	D	E
略					
前期昇給抑制職員	4以上	3	2	1	0
後期昇給抑制職員	2以上	2	1	0	0

備考

- 「一般特定職員」とは、特定職員のうち前期昇給抑制職員及び後期昇給抑制職員以外の職員をいう。
- 「一般職員」とは、一般特定職員、初任層職員、前期昇給抑制職員及び後期昇給抑制職員のいずれにも該当しない職員をいう。
- 「前期昇給抑制職員」とは、50歳を超える職員（後期昇給抑制職員を除く。）をいう。
- 「後期昇給抑制職員」とは、55歳を超える職員をいう。

	短大3卒	2級5号給
看護師	短大3卒	2級5号給
	短大2卒	2級1号給
准看護師	准看護師養成所卒	1級1号給

別表第14（第12条の2関係）

特定級号給表

給料表	職務の級	号給	適用年数
行政職給料表	1級	72号給	6年
	2級	32号給	
公安職給料表	1級	64号給	4年
	2級	56号給	
	3級	44号給	
教育職給料表(1)	1級	60号給	4年
	2級	40号給	
教育職給料表(2)	1級	60号給	4年
	2級	52号給	
研究職給料表	1級	76号給	6年
	2級	40号給	
医療職給料表(2)	1級	68号給	6年
	2級	40号給	
医療職給料表(3)	1級	60号給	6年
	2級	44号給	
略			

別表第15（第12条の2、第13条関係）

昇給号給数表

職員の区分	昇給区分				
	A	B	C	D	E
略					
昇給抑制職員	4以上	3	2	1	0

備考

- 「一般特定職員」とは、特定職員のうち昇給抑制職員以外の職員をいう。
- 「一般職員」とは、一般特定職員、初任層職員及び昇給抑制職員のいずれにも該当しない職員をいう。
- 「昇給抑制職員」とは、給与条例第4条第7項の規定の適用を受ける職員をいう。

第2条 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第2を削り、別表第3を別表第2とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第3（第2条関係）

経験年数換算表

経歴の種類		換算率
国家公務員、地方公務員又は政府若しくは県の関係機関若しくは外国政府の職員としての在職期間	職員の職務とその種類が類似する職務に従事した期間	10割以下
	その他の期間	8割以下（部局内の他の職員との均衡を著しく失する場合は、10割以下）
民間における企業体、団体等の職員としての在職期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間	10割以下
	その他の期間	8割以下
国立又は公立の学校又は講習所、私立学校及び各種学校の在学期間（中途退学の場合の在学期間を含み、正規の修学年数内の期間に限る。）		10割以下
その他の期間	教育、医療、海事又は研究に関する職務等特殊の知識、技術又は経験を必要とする職務に従事した期間で、その職務についての経験が職員としての職務に直接役立つと認められるもの	10割以下
	その他の期間	2割5分以下（部局内の他の職員との均衡を著しく失する場合は、5割以下）

備考

- 1 経歴が重複する場合においては、いずれか有利な経歴によるものとし、同一の月において2以上の経歴がある場合には、当該月の全期間を最も有利な経歴に属する月として扱うものとする。
- 2 換算は、同一換算率の経歴の期間を合算した期間について、月を単位として計算し、1月未満の端数がある場合は、1月に切り上げるものとする。
- 3 「在職期間」とは、常勤としての勤務期間をいう。
- 4 非常勤としての勤務期間については、常勤の勤務時間及び勤務日数等との差を考慮して、換算率を人事委員会が別に定める。
- 5 経歴の種類欄の「その他の期間」の区分中「その他の期間」の区分の適用を受ける期間のうち、職員としての職務に役立つと認められる期間で人事委員会が定めるものに対するこの表の適用については、同区分に対応する換算率欄の率を人事委員会が別に定める。

（職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

第3条 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（平成18年鳥取県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
-----	-----

<p>(施行期日)</p> <p>1 略</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年鳥取県条例第109号。以下「改正条例」という。）附則第9項、<u>第19項</u>又は<u>第23項</u>の規定の適用を受ける職員の級別資格基準については、平成20年3月31日（改正条例附則<u>第19項</u>の規定の適用を受ける者にとっては平成23年3月31日）までの間、改正後の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則別表第3の4又は別表第3の9の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p>	<p>(施行期日)</p> <p>1 略</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年鳥取県条例第109号。以下「改正条例」という。）附則第9項、<u>第18項</u>又は<u>第22項</u>の規定の適用を受ける職員の級別資格基準については、平成20年3月31日（改正条例附則<u>第18項</u>の規定の適用を受ける者にとっては平成23年3月31日）までの間、改正後の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則別表第3の4又は別表第3の9の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p>
---	---

第4条 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（平成18年鳥取県人事委員会規則第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この項において「移動後項」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項（以下この条において「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項及び別表の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。以下この項において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を削る。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 略</p> <p>(適用区分)</p> <p>2 略</p> <p>(経過措置)</p> <p>3 平成14年4月1日から施行日の前日までの間に新たに職員となり、引き続いて在職する者であって、昇給日（新規則第10条に規定する昇給日をいう。以下同じ。）の前日に属する職務の級が新規則別表第14の職務の級欄に掲げる級であり、かつ、同日における号給が同表の号給欄に掲げる号給以下であるもののうち、部局内の他の職員との均衡上必要と認められるものは、<u>平成24年4月1日</u>を越えない範囲内において部局内の他の職員との均衡を考慮して任命権者が定める日までの間に限り、新規則第12条の2</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 略</p> <p>(適用区分)</p> <p>2 略</p> <p>(経過措置)</p> <p>3 平成14年4月1日から施行日の前日までの間に新たに職員となり、引き続いて在職する者であって、昇給日（新規則第10条に規定する昇給日をいう。）の前日に属する職務の級が新規則別表第14の職務の級欄に掲げる級であり、かつ、同日における号給が同表の号給欄に掲げる号給以下であるもののうち、部局内の他の職員との均衡上必要と認められるものは、<u>新たに職員となった日の属する附則別表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同表の右欄に掲げる日</u>を越えない範囲内において部局内の他の職員との均</p>

<p>に規定する初任層職員とみなして新規則の規定（新規則第12条の2の規定を除く。）を適用する。</p>	<p>衡を考慮して任命権者が定める日までの間に限り、新規則第12条の2に規定する初任層職員とみなして新規則の規定（新規則第12条の2の規定を除く。）を適用する。</p>				
<p><u>4 平成11年4月1日から平成14年3月31日までの間に新たに職員となり、引き続いて在職する者であつて、昇給日の前日に属する職務の級が新規則別表第14の職務の級欄に掲げる級であり、かつ、同日における号給が同表の号給欄に掲げる号給以下であるもののうち、部局内の他の職員との均衡上必要と認められるものは、平成20年4月1日から平成24年4月1日までの期間内で部局内の他の職員との均衡を考慮して任命権者が定める日までの間に限り、新規則第12条の2に規定する初任層職員とみなして新規則の規定（新規則第12条の2の規定を除く。）を適用する。</u></p>					
<p>(委任) 5 前2項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。</p>	<p>(委任) 4 前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。</p>				
	<p><u>附則別表（附則第3項関係）</u></p> <table border="1" data-bbox="839 1048 1302 1189"> <tr> <td>平成14年4月1日から平成17年3月31日まで</td> <td>平成21年4月1日</td> </tr> <tr> <td>平成17年4月1日から施行日の前日まで</td> <td>平成24年4月1日</td> </tr> </table>	平成14年4月1日から平成17年3月31日まで	平成21年4月1日	平成17年4月1日から施行日の前日まで	平成24年4月1日
平成14年4月1日から平成17年3月31日まで	平成21年4月1日				
平成17年4月1日から施行日の前日まで	平成24年4月1日				

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第1条中別表第1の改正は、公布の日から施行する。

(平成20年4月1日における昇給の特例)

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）において、職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）第4条第5項本文の規定により50歳を超える職員を昇給をさせる場合の号給数は、第1条及び第2条による改正後の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「新初任給規則」という。）別表第15の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(職員在職期間の経験年数の換算に関する経過措置)

3 新初任給規則第2条第4号及び別表第3の規定は、施行日以後の職員として在職した期間（以下「職員在職期間」という。）の経験年数の換算について適用し、施行日前の職員在職期間の経験年数の換算については、なお従前の例による。

(職員在職期間以外の期間の経験年数の換算に関する経過措置)

4 新初任給規則別表第3の規定は、この規則の適用の日以後に新たに職員となった者に係る職員在職期間以外の期間の経験年数の換算について適用し、同日前から引き続き職員として在職している者の職員在職期間以外の期間の経験年数の換算については、なお従前の例による。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月28日

鳥取県人事委員会委員長 高 橋 敬 一

鳥取県人事委員会規則第12号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和33年鳥取県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後				改正前			
（支給月額） 第3条 前条第1項に規定する職を占める職員（以下「管理職員」という。）に支給する管理職手当の月額は、当該職員に適用される給料表、当該職員の属する職務の級及び当該職に係る同条第2項の規定による区分に応じ、それぞれ別表第2の管理職手当月額欄に定める額とする。 <u>2 職員の職務の級の分類に関する規則（平成18年鳥取県人事委員会規則第1号）別表第1の備考、別表第2の備考、別表第5の備考及び別表第7の備考の規定に基づき人事委員会の承認を得ている職員に支給する管理職手当の月額は、人事委員会が別に定める。</u>				（支給月額） 第3条 前条第1項に規定する職を占める職員（以下「管理職員」という。）に支給する管理職手当の月額は、当該職員に適用される給料表、当該職員の属する職務の級及び当該職に係る前条第2項の規定による区分に応じ、それぞれ別表第2の管理職手当月額欄に定める額とする。			
別表第1（第2条、第3条関係）				別表第1（第2条、第3条関係）			
組織		職	区分	組織		職	区分
知事の 事務部 局	本庁	部長（農業大学 校及び農林総合 研究所企画総務 部の部長を除く。） 防災監（人事委 員会が承認した ものに限る。） 文化観光局の局 長（人事委員会	1種	知事の 事務部 局	本庁	部長（農業大学 校の部長を除く。） 防災監（人事委 員会が承認した ものに限る。） 文化観光局の局 長（人事委員会	1種

	<p>が承認したものに 限る。)</p> <p>行政監察監(人事 委員会が承認 したものに 限る。)</p> <p>衛生環境研究所 の所長(人事委 員会が承認した ものに限る。)</p> <p>理事監</p>			<p>が承認したものに 限る。)</p> <p>行政監察監(人事 委員会が承認 したものに 限る。)</p> <p>衛生環境研究所 の所長(人事委 員会が承認した ものに限る。)</p> <p>理事監</p>
	<p>防災監</p> <p>次長(行財政改 革局自治研修 所、衛生環境研 究所、消費生活 センター、農業 大学校及び農林 総合研究所園芸 試験場の次長を 除く。)</p> <p>局長</p> <p>総室長(子育て 支援総室の総室 長を除く。)</p> <p>県民室の室長 (人事委員会が 承認したものに 限る。)</p> <p>行財政改革局自 治研修所の所長 (人事委員会が 承認したものに 限る。)</p> <p>衛生環境研究所 の所長(人事委 員会が承認した ものに限る。)</p> <p>消費生活センタ ーの所長(人事 委員会が承認し たものに限</p>	<p>2種</p>		<p>防災監</p> <p>次長(衛生環境 研究所、消費生 活センター、産 業振興戦略総室 及び農業大学校 の次長を除く。)</p> <p>副出納長</p> <p>局長</p> <p>県民室の室長 (人事委員会が 承認したものに 限る。)</p> <p>自治研修所の所 長(人事委員会 が承認したもの に限る。)</p> <p>文化観光局の副 局長</p> <p>衛生環境研究所 の所長(人事委 員会が承認した ものに限る。)</p> <p>消費生活センタ ーの所長(人事 委員会が承認し たものに限</p>

		<p>る。)</p> <p>農業大学の校長(人事委員会 が承認したものに 限る。)</p> <p><u>農林総合研究所 の所長</u></p> <p>農林総合研究所 農業試験場の場 長(人事委員会 が承認したものに 限る。)</p> <p>農林総合研究所 園芸試験場の場 長(人事委員会 が承認したものに 限る。)</p> <p>農林総合研究所 畜産試験場の場 長(人事委員会 が承認したものに 限る。)</p> <p>行政監察監 建設事業評価室 の室長(人事委 員会が承認した ものに限る。)</p> <p>参事監</p> <p>課長(衛生環境 研究所及び農業 大学の課長を 除く。)</p> <p>防災局の副局長 <u>防災局防災チー ムのチーム長</u> <u>防災局危機管理 チームのチーム 長</u> <u>防災局消防チー ムのチーム長</u></p>	<p>3種</p>			<p>る。)</p> <p><u>市場開拓局の局 長</u></p> <p>農業大学の校長(人事委員会 が承認したものに 限る。)</p> <p><u>農林総合技術研 究院の院長(人 事委員会が承認 したものに限 る。)</u></p> <p>行政監察監 建設事業評価室 の室長(人事委 員会が承認した ものに限る。)</p> <p>参事監</p> <p>課長(衛生環境 研究所及び農業 大学の課長を 除く。)</p> <p>防災局の副局長</p>	<p>3種</p>
--	--	---	-----------	--	--	--	-----------

		<p>政策法務室の室長 県民室の室長 行財政改革局人事・評価室の室長 行財政改革局給与室の室長 行財政改革局業務効率化室の室長 行財政改革局財源確保室の室長 行財政改革局自治研修所の所長及び次長 行財政改革局福利厚生室の室長 次世代改革室の室長</p> <p>文化観光局の副局長 子育て支援総室の総室長 衛生環境研究所の所長及び次長 消費生活センターの所長</p> <p>経済・雇用政策総室企画調査チームのチーム長 市場開拓室の室長 食のみやこ推進室の室長 農業大学の校</p>			<p>消防防災航空室の室長 公益法人・団体指導室の室長 政策法務室の室長 県民室の室長</p> <p>自治研修所の所長及び次長</p> <p>福利厚生室の室長 次世代改革室の室長 地域資源振興室の室長</p> <p>衛生環境研究所の所長及び次長 消費生活センターの所長 産業振興戦略総室の室長及び次長</p> <p>市場開拓室の室長 地産地消推進室の室長 農業大学の校</p>
--	--	---	--	--	---

		<p>長、次長及び部長</p> <p><u>農林総合研究所 企画総務部の部長</u></p> <p><u>農林総合研究所 農業試験場の場 長</u></p> <p><u>農林総合研究所 園芸試験場の場 長及び次長</u></p> <p><u>農林総合研究所 畜産試験場の場 長</u></p> <p><u>農林総合研究所 中小家畜試験場 の場長</u></p> <p><u>農林総合研究所 林業試験場の場 長</u></p> <p><u>公益法人・団体 指導室の室長</u></p> <p><u>会計管理室の室 長</u></p> <p><u>出納室の室長</u></p> <p><u>建設事業評価室 の室長</u></p> <p><u>総括検査専門員</u></p> <p>室長（管理職手 当に係る区分が 2種及び3種の 職を占める職員 並びに衛生環境 研究所及び農林 総合研究所の室 長を除く。）</p> <p><u>チーム長（管理 職手当に係る区 分が3種の職を</u></p>			<p>長、次長及び部 長</p> <p><u>農林総合技術研 究院の院長</u></p> <p><u>和牛全共室の室 長</u></p> <p><u>会計管理室の室 長</u></p> <p><u>出納室の室長</u></p> <p><u>建設事業評価室 の室長</u></p> <p><u>総括検査専門員</u></p> <p>室長（管理職手 当に係る区分が 2種及び3種の 職を占める職員 並びに情報シス テム管理室、<u>県 史編さん室及び 衛生環境研究所 の室長を除く。</u></p>
		4 種			4 種

		占める職員及び 子育て支援総室 母子・児童養護 チームのチーム 長を除き、子育 て支援総室保育 ・幼児教育チー ムのチーム長に あつては、人事 委員会が承認し たものに限 る。)							
		民工芸振興官							
		略							
		略							
地方 機関	総合事務所	略		地方 機関	総合事務所	略			
		局長（東部総合 事務所福祉保健 局、中部総合事 務所福祉保健局 及び西部総合事 務所福祉保健局 の局長を除く。） 副局長 課長	3種			局長（東部総合 事務所福祉保健 局、中部総合事 務所福祉保健局 及び西部総合事 務所福祉保健局 の局長を除く。） 副局長 課長（保健衛生 課の課長にあつ ては、人事委員 会が承認したも のに限る。)	3種		

	農業改良普及所の所長 鳥取環状道路建設推進室の室長 山陰道推進室の室長 大規模基盤整備室の室長 大山自然歴史館の館長 大山・弓浜農業用水対策室の室長 米子空港整備室の室長 医療指導監	
	室長（管理職手当に係る区分が3種の職を占める職員を除く。）	4種
	税務専門員 用地専門員	5種
消防防災航空センター	所長	3種
略		
東京本部	本部長（人事委員会が承認したものに限る。）	1種
	本部長	2種
	副本部長	3種
関西本部	本部長（人事委員会が承認したものに限る。）	1種
	本部長	2種
	企業立地・産業チームのチーム長	4種
名古屋本部	本部長（人事委員会が承認したものに限る。）	2種
	本部長	3種

	のに限る。） 農業改良普及所の所長 鳥取環状道路建設推進室の室長 山陰道推進室の室長 大規模基盤整備室の室長 大山中海観光室の室長 大山自然歴史館の館長 大山・弓浜農業用水対策室の室長 米子空港整備室の室長	
	地域整備室の室長	4種
	税務専門員 用地専門員	5種
略		
東京事務所	所長（人事委員会が承認したものに限る。）	1種
	所長	2種
	副所長	3種
大阪事務所	所長（人事委員会が承認したものに限る。）	1種
	所長	2種
	次長	3種
名古屋事務所	所長（人事委員会が承認したものに限る。）	2種
	所長	3種

略		
福祉相談センター	略	3種
	所長 次長	
略		
皆成学園	略	4種
	所長(人事委員会が承認したものに限る。) 次長(人事委員会が承認したものに限る。)	
略		
倉吉総合専門看護学校	副校長(人事委員会が承認したものに限る。)	3種
略		
高等技術専門校	校長	3種
略		
鳥取二十世紀梨記念館	館長	3種
略		
米子工事検	略	

略		
福祉相談センター	略	3種
	所長 次長	
母来寮	寮長	3種
岩井長者寮	寮長	3種
略		
皆成学園	略	4種
	所長	
略		
倉吉総合専門看護学校	副校長(人事委員会が承認したものに限る。) 事務局長	3種
略		
高等技術専門校	校長	3種
農業試験場	場長(人事委員会が承認したものに限る。)	2種
	場長 次長	3種
園芸試験場	場長(人事委員会が承認したものに限る。)	2種
	場長 次長	3種
畜産試験場	場長(人事委員会が承認したものに限る。)	2種
	場長 次長	3種
中小家畜試験場	場長	3種
林業試験場	場長 次長	3種
鳥取二十世紀梨記念館	館長	4種
略		
工事検査出	略	

査事務所				張所			
略				略			
教育委員会事務局及び教育機関	教育委員会事務局	本庁	略	教育委員会事務局	本庁	略	3種
			課長			福利室の室長	
			福利室の室長				
		室長（福利室及び育英奨学室の室長を除き、歴史遺産室の室長にあっては、人事委員会が承認したものに限り。）	4種				
略		略					
教育機関	略	高等学校	略	教育機関	略	高等学校	略
			舎監長である教諭				8種
			略				略
略		略					
労働委員会事務局		略		労働委員会事務局		略	
略		次長	3種	略		事務局次長	3種
略				略			

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月28日

鳥取県人事委員会委員長 高 橋 敬 一

鳥取県人事委員会規則第13号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後		改 正 前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
機関	職員	機関	職員
略		略	
知事事務部局	<p>本庁</p> <p>部長（農業大学の部長を除く。） 理事監 防災監 次長 参事監 局長 総室長 場長 所長（農林総合研究所園芸試験場の所長を除く。） 行政監察監 院長 課長（農業大学の課長を除く。） 室長（衛生環境研究所及び農林総合研究所の室長を除く。） 副局長 校長 民工芸振興官 チーム長 参事 秘書 医長 課長補佐 室長補佐 分場長 主幹（庶務に関する事務を行う主幹並びに人事・評価室及び業務効率化室改革推進担当の主幹に限る。） 総括主計員 主計員 企画員 主任監察員 水産課取締船長 副主幹（総務課施設担当、人事・評価室、給与室、福利厚生室及び業務効率化室改革推進担当の副主幹に限る。） 監察員 主事（人事・評価室、給与室及び業務効率化室改革推進担当の主事で、企画に関する事務を</p>	知事事務部局	<p>本庁</p> <p>部長（農業大学の部長を除く。） 理事監 防災監 次長 参事監 局長 所長 行政監察監 院長 課長（農業大学の課長を除く。） 室長（防災危機管理課情報システム管理室、県史編さん室及び衛生環境研究所の室長を除く。） 副局長 校長 民工芸振興官 チーム長 参事 秘書 医長 課長補佐 室長補佐 主幹（庶務に関する事務を行う主幹並びに職員課、福利厚生室健康管理担当及び行政経営推進課改革推進担当の主幹に限る。） 財政課主計員 企画員 主任監察員 水産課取締船長 管財課管理係長 副主幹（職員課、福利厚生室及び行政経営推進課改革推進担当の副主幹に限る。） 監察員 職員課人材活用担当の職員（主幹及び副主幹を除き、企画に関する事務を行う職員に限る。） 職員課人材評価担当の</p>

教 育 委 員 会 の 事 務 局 部 局 等	本庁	教育長 理事監 教育次長 次長 参事監 課長 室長 参事 義務教育主査 高等教育主査 課長補佐 室長補佐 主幹 (教育総務課給与担当の主幹に限る。) 係長(教育総務課総務係、小中学校課管理係、特別支援教育課管理係及び高等学校課管理係の係長に限る。) 副主幹(教育総務課給与担当、人事担当及び教育企画室、小中学校課就学助成担当、特別支援教育課総務担当並びに高等学校課管理係の副主幹に限る。) 管理主事(小中学校課、特別支援教育課及び高等学校課の管理主事で人事関係の企画に関する事務を行うものに限る。) 主事(教育総務課給与担当、人事担当及び教育企画室、小中学校課就学助成担当並びに高等学校課管理係の主事で人事関係の企画に関する事務を行うものに限る。)	教 育 委 員 会 の 事 務 局 部 局 等	本庁	教育長 理事監 教育次長 次長 参事監 課長 室長 参事 義務教育主査 高等教育主査 課長補佐 室長補佐 教育総務課給与担当の主幹及び副主幹 教育総務課総務係長 教育総務課人事担当の副主幹 小中学校課就学助成係長 小中学校課管理係長 高等学校課管理係長 教育総務課給与担当の職員(企画に関する事務を行う職員に限る。) 教育総務課人事担当の職員(企画に関する事務を行う職員に限る。) 教育総務課教育企画室室員(企画に関する事務を行う室員に限る。) 小中学校課管理係係員(人事関係の企画に関する事務を行う係員に限る。) 特別支援教育室室員(人事関係の企画に関する事務を行う室員に限る。) 高等学校課管理係係員(人事関係の企画に関する事務を行う係員に限る。)
	略		略		
	略		略		
	略		略		
備考	1 ~ 5 略		備考	1 ~ 5 略	
				6 この表の知事の事務局の大阪事務所の項中「課長」とは、課長のうち庶務に関する事務を行う課長をいう。	

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

職員の旅費等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月28日

鳥取県人事委員会委員長 高 橋 敬 一

鳥取県人事委員会規則第14号

職員の旅費等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の旅費等に関する条例施行規則（昭和45年鳥取県人事委員会規則第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、別表及び別表の細目の表示に下線が引かれた条、別表及び別表の細目（以下「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、別表及び別表の細目の表示に下線が引かれた条、別表及び別表の細目（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には、当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には、当該移動条等（以下「削除条等」という。）を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には、当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条、別表及び別表の細目の表示並びに削除条等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条、別表及び別表の細目の表示並びに追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>（国家公務員の職務の級に相当する職員の職務の級） 第15条 略</p>	<p>（国家公務員の職務の級に相当する職員の職務の級） 第14条の2 略</p> <p><u>（旅行手当を支給する旅行等）</u></p> <p>第15条 <u>条例第30条第1項の人事委員会規則で定める旅行手当を支給する旅行は、水産に関する試験調査、取締り、実習等を目的とする旅行のうち海上の航海、漁ろう等のためにする旅行（公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸してした旅行を除く。）とする。</u></p> <p>第16条 <u>条例第30条第2項の規定による旅行手当の額は、定係港（当該船舶が通常停泊し、又は係留すべきものと任命権者が指定した港をいう。以下同じ。）を出港した日から同港に入港した日までの期間について、次の表の目的地（目的海域を含む。以下同じ。）の区分に従い、別表第3に定めるとおりとする。ただし、第1区における1日の航海時間が通算5時間未満の場合には、その定額の5分の3に相当する額（10円未満の端数が生じたときは、8円以上は10円に切り上げ、3円以上8円未満は5円とし、3円未満は切り捨てる。）とし、目的地が第2区、第3区又は第4区の区域にある場合には、最後</u></p>

に本邦の港を出港した日から目的地を経て最初に本邦の港に入港した日までの期間について、その定額とする。

区 分	航 海 区 域
第1区	本邦並びに東経127度北緯22度、東経135度北緯30度、東経143度北緯32度、東経146度30分北緯40度、東経150度北緯44度、東経146度北緯48度、東経140度北緯48度、東経135度北緯40度、東経130度北緯38度、東経126度北緯34度、東経126度北緯30度、東経122度北緯27度及び東経122度北緯22度の各点を順次に直線で結んでできる折線に囲まれた区域で定係港の港域（港則法施行令（昭和40年政令第219号）第1条に規定する区域（船員法第1条第2項第2号の港の区域の特例に関する政令（昭和23年政令第164号）に基づきこれと異なる定めがある場合についてはその規定するところによる。）をいう。）及び外国の領海を除いた区域
第2区	東経175度、北緯21度、東経110度及び北緯51度の線により囲まれた区域で第1区の区域及び定係港の港域を除いた区域
第3区	東経175度、北緯51度、東経134度及び北緯63度の線により囲まれた区域並びに東経175度、南緯11度、東経94度及び北緯21度の線により囲まれた区域（トンキン湾を含む。）
第4区	第1区、第2区、第3区及び定係港の港域以外の区域

2 旅行手当は、同一航海において、その区分を異にする2以上の目的地を航海することとなったときは、額の多い方の定額を支給し、天災その他やむを得ない事情によりその区分を異にする目的地に航海することとなったときは、その区分を異にした期間中に限り、額の多い方の定額を支給するものとする。

3 職員が旅行中に退職、免職、失職又は休職となったときは、当該発令後最初に本邦の港に入港した日までの期間について、旅行手当を支給する。

4 旅行手当は、1航海ごとに支給する。

（非常勤職員の費用弁償）

第16条 略

（非常勤職員の費用弁償）

第16条の2 略

(旅費の調整の基準)

第17条 条例第31条第1項から第3項までの規定を適用する場合の基準は、別表第3のとおりとする。

別表第1 (第10条関係)

旅費の種類	添付書類
略	
条例第28条に規定する旅費及び条例第29条の規定により国家公務員の外国旅行の旅費の例によるものとされる死亡手当	(1) 職員が死亡したこと及びその死亡地を証明する書類 (2) 遺族であることを証明する書類
略	

別表第2 (第15条関係) 略

別表第3 (第17条関係)

第1 条例第31条第1項の規定を適用する場合の基準

(1)~(3) 略

(4) 職員が宿泊を伴う旅行をして正午以前に在勤庁に到着した場合又は午後1時以降に在勤庁を出発して宿泊を伴う旅行をした場合には、当該到着した日又は出発した日に係る条例第18条第1項に定める日当定額の2分の1に相当する額を支給しないものとする。

(5) 職員が条例第18条第2項第2号に規定する旅行をした場合で、当該旅行が午後1時以降に在勤庁を出発するものであるときには、同条第1項に定める日当定額の2分の1に相当する額を支給しないものとする。

(旅費の調整の基準)

第17条 条例第31条第1項から第3項までの規定を適用する場合の基準は、別表第4のとおりとする。

別表第1 (第10条関係)

旅費の種類	添付書類
略	
条例第28条に規定する旅費及び条例第29条の規定により国家公務員の外国旅行の旅費の例による死亡手当	(1) 職員が死亡したこと及びその死亡地を証明する書類 (2) 遺族であることを証明する書類
条例第30条に規定する旅行手当	天災その他やむを得ない事情により第16条第1項に規定する区分を異にする目的地を航海したことを証明する書類(同条第2項の規定の適用を受けようとする場合に限る。)
略	

別表第2 (第14条の2関係) 略

別表第3 (第16条関係)

第1区	第2区	第3区	第4区
1,980円	2,175円	2,375円	2,570円

別表第4 (第17条関係)

第1 条例第31条第1項の規定を適用する場合の基準

(1)~(3) 略

(4) 職員が宿泊を伴う旅行をして正午以前に在勤庁に到着した場合又は午後1時以降に在勤庁を出発して宿泊を伴う旅行をした場合(前2号及び次号の規定の適用を受ける場合を除く。)には、当該到着した日又は出発した日に係る条例第18条第1項に定める日当定額の2分の1に相当する額を支給しないものとする。

(6) 略	(5) 略
(7) 略	(6) 略
(8) 略	(7) 略
(9) 略	(8) 略
(10) 略	(9) 略
(11) 略	(10) 略
(12) 略	(11) 略
(13) 略	(12) 略
(14) 略	(13) 略
(15) 略	(14) 略
(16) 略	(15) 略
(17) 略	(16) 略
(18) 略	(17) 略
(19) 略	(18) 略
(20) <u>水産に関する試験調査、取締り、実習等を目的とする外国旅行のうち公海上の航海、漁ろう等のためにするもの（公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸してした旅行を除く。）をした場合には、条例第29条に定める旅費の全額を支給しないものとする。</u>	
(21) 略	(19) 略
第2 略	第2 略
第3 条例第31条第3項の規定を適用する場合の基準	第3 条例第31条第3項の規定を適用する場合の基準
次に掲げる旅費について、予算の都合により条例に定める旅費を支給することができない場合には、それぞれに掲げる旅費の額まで減ずることができるものとする。	次に掲げる旅費について、予算の都合により条例に定める旅費を支給することができない場合には、それぞれに掲げる旅費の額まで減ずることができるものとする。
ア及びイ 略	ア及びイ 略
ウ <u>日当及び宿泊料</u> 条例第18条第1項に定める日当及び <u>条例第19条第1項に定める宿泊料</u> のそれぞれの定額の2分の1に相当する額	ウ <u>日当、宿泊料及び旅行手当</u> 条例第18条第1項に定める日当、 <u>条例第19条第1項に定める宿泊料及び別表第3に定める旅行手当</u> のそれぞれの定額の2分の1に相当する額

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の職員の旅費等に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月28日

鳥取県人事委員会委員長 高 橋 敬 一

鳥取県人事委員会規則第15号

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則（昭和46年鳥取県人事委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動条項」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動後条項」という。）が存在する場合には、当該移動条項を当該移動後条項とし、移動条項に対応する移動後条項が存在しない場合には、当該移動条項（以下「削除条項」という。）を削り、移動後条項に対応する移動条項が存在しない場合には、当該移動後条項（以下「追加条項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示、削除条項及び別表の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示、追加条項及び別表の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を削り、次の表の改正後の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を加える。

改 正 後	改 正 前
<p><u>特地勤務手当に準ずる手当に関する規則</u></p>	<p><u>特地勤務手当等に関する規則</u></p>
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号。以下「条例」という。）第11条の9及び第18条の規定に基づき、特地勤務手当に準ずる手当に関し必要な事項を<u>定めるものとする。</u></p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、職員の給与に関する条例（昭和26年<u>2月</u>鳥取県条例第3号。以下「条例」という。）<u>第11条の8、第11条の9</u>及び第18条の規定に基づき、<u>特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる</u>手当に関し必要な事項を<u>定めることを目的とする。</u></p>
<p>（<u>準特地公署</u>）</p> <p>第2条 条例第11条の9第1項に規定する<u>準特地公署</u>（以下単に「<u>準特地公署</u>」という。）は、別表第1に掲げる公署とする。</p>	<p>（<u>特地公署</u>）</p> <p>第2条 条例第11条の8第1項に規定する<u>公署</u>（以下「<u>特地公署</u>」という。）は、別表第1に掲げる公署とする。</p>
	<p>（<u>準特地公署</u>）</p> <p><u>第2条の2 条例第11条の9第1項に規定する特地公署に準ずる公署</u>（以下「<u>準特地公署</u>」という。）は、別表第2に掲げる公署とする。</p>

(特地勤務手当の月額)

第3条 特地勤務手当の月額は、特地勤務手当基礎額に、別表第1の級別区分に応じ、次に定める支給割合を乗じて得た額(その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額合計額に100分の25を乗じて得た額を超えるときは、当該額)とする。

4級地 100分の16

3級地 100分の12

2級地 100分の8

1級地 100分の4

2 前項の特地勤務手当基礎額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日(以下この条において「基準日」という。)に受けていた給料及び扶養手当の月額合計額の2分の1に相当する額と現に受ける給料及び扶養手当の月額合計額の2分の1に相当する額を合算した額とする。

(1) 職員が特地公署に勤務することとなった場合
その勤務することとなった日(職員がその日前
1年以内に当該公署に勤務していた場合(人事委員会
が定める場合に限る。)には、その日前の人事委員会
が定める日)

(2) 職員が特地公署以外の公署に勤務すること
なった場合において、その勤務することとなった
日後に当該公署が特地公署に該当することとな
ったとき その該当することとなった日

(3) 第1号、前号又はこの号の規定の適用を受け
ていた職員がその勤務する特地公署の移転に伴っ
て住居を移転した場合において、当該公署が当該
移転後も引き続き特地公署に該当するとき 当該
公署の移転の日

3 育児短時間勤務職員等(条例第4条の2第1項に
規定する育児短時間勤務職員等をいう。以下同
じ。)以外の職員であって、基準日において育児短
時間勤務職員等であったものの特地勤務手当基礎額
は、前項の規定にかかわらず、基準日に受けていた
給料の月額を基準日における算出率(条例第4条の
2第1項に規定する算出率をいう。以下同じ。)で
除して得た額及び基準日に受けていた扶養手当の月
額合計額の2分の1に相当する額と現に受ける給
料及び扶養手当の月額合計額の2分の1に相当す
る額を合算した額とする。

4 育児短時間勤務職員等であって、基準日において
育児短時間勤務職員等以外の職員であったものの特
地勤務手当基礎額は、第2項の規定にかかわらず、

(支給の始期及び終期)

第3条 条例第11条の9第1項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給は、職員が公署を異にする異動又は公署の移転(以下「異動等」という。)に伴って住居を移転した日から開始し、当該異動等の日から起算して3年(当該異動等の日から起算して3年を経過する際人事委員会の定める条件に該当する者にとっては、6年)に達する日をもって終わるものとする。ただし、当該職員に次の各号に掲げる事由が生じた場合には、それぞれ当該各号に定める日をもってその支給は終わるものとする。

(1) 職員が準特地公署以外の公署に異動した場合又は職員の在勤する公署が移転等のため、準特地公署に該当しないこととなった場合 当該異動又は移転等の日の前日

(2) 職員が他の準特地公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転した場合又は職員の在勤する公署が移転し、当該移転に伴って職員が住居を移転した場合(当該公署が引き続き準特地公署に該当する場合に限る。) 住居の移転の日の前日

基準日に受けていた給料の月額に現に受ける給料の月額に係る算出率(以下「現算出率」という。)を乗じて得た額及び基準日に受けていた扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額と現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額を合算した額とする。

5 育児短時間勤務職員等であって、基準日において育児短時間勤務職員等であったものの特地勤務手当基礎額は、第2項の規定にかかわらず、基準日に受けていた給料の月額を基準日における算出率で除して得た額に現算出率を乗じて得た額及び基準日に受けていた扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額に現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額を合算した額とする。

(特地勤務手当に準ずる手当)

第4条 条例第11条の9第1項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給は、職員が公署を異にする異動又は公署の移転(以下「異動等」という。)に伴って住居を移転した日から開始し、当該異動等の日から起算して3年(当該異動等の日から起算して3年を経過する際人事委員会の定める条件に該当する者にとっては、6年)に達する日をもって終わるものとする。ただし、当該職員に次の各号に掲げる事由が生じた場合には、当該各号に定める日をもってその支給は終わるものとする。

(1) 職員が特地公署若しくは準特地公署以外の公署に異動した場合又は職員の在勤する公署が移転等のため、特地公署若しくは準特地公署に該当しないこととなった場合 当該異動又は移転等の日の前日

(2) 職員が他の特地公署若しくは準特地公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転した場合又は職員の在勤する公署が移転し、当該移転に伴って職員が住居を移転した場合(当該公署が引き続き特地公署又は準特地公署に該当する場合に限る。) 住居の移転の日の前日

2 条例第11条の9第1項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額(以下この条において「準ずる手当の月額」という。)は、同項に規定する異動又は公署の移転の日(職員が当該異動によりその日前1年以内に在勤していた公署に勤務することとなった場合(人事委員会が定める場合に限る。))には、その日以前の人事委員会が定める日。以下この条において「基準日」という。)に受けていた給料及び扶

養手当の月額合計額に、次の表の左欄に掲げる期間等の区分に応じ、同表の右欄に定める支給割合（以下「支給割合」という。）を乗じて得た額（その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額合計額に100分の6を乗じて得た額（以下「限度額」という。）を超えるときは、当該限度額）とする。

期間等の区分			支給割合
異動等の日から起算して4年に達するまでの間	特地公署	4級地又は3級地	100分の6
		2級地又は1級地	100分の5
	準特地公署		100分の4
異動等の日から起算して4年に達した後から5年に達するまでの間			100分の4
異動等の日から起算して5年に達した後			100分の2

3 育児短時間勤務職員等以外の職員であって、基準日において育児短時間勤務職員等であったものの準ずる手当の月額は、前項の規定にかかわらず、基準日に受けていた給料の月額を基準日における算出率で除して得た額及び基準日に受けていた扶養手当の月額合計額に支給割合を乗じて得た額（その額が限度額を超えるときは、当該限度額）とする。

4 育児短時間勤務職員等であって、基準日において育児短時間勤務職員等以外の職員であったものの準ずる手当の月額は、第2項の規定にかかわらず、基準日に受けていた給料の月額に現算出率を乗じて得た額及び基準日に受けていた扶養手当の月額合計額に支給割合を乗じて得た額（その額が限度額を超えるときは、当該限度額）とする。

5 育児短時間勤務職員等であって、基準日において育児短時間勤務職員等であったものの準ずる手当の月額は、第2項の規定にかかわらず、基準日に受けていた給料の月額を基準日における算出率で除して得た額に現算出率を乗じて得た額及び基準日に受けていた扶養手当の月額合計額に支給割合を乗じて得た額（その額が限度額を超えるときは、当該限度額）とする。

（特地勤務手当に準ずる手当の月額）

第4条 条例第11条の9第1項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額（以下「準ずる手当の月額」という。）は、同項に規定する異動又は公署の移転の日（職員が当該異動によりその日前1年以内に在勤していた公署に勤務することとなった場合

(人事委員会が定める場合に限る。)には、その日
前の人事委員会が定める日。以下「基準日」とい
う。)に受けていた給料及び扶養手当の月額合計
額、別表第2の左欄に掲げる期間等の区分に応
じ、同表の右欄に定める支給割合(以下「支給割
合」という。)を乗じて得た額(その額が現に受け
る給料及び扶養手当の月額合計額に100分の6を
乗じて得た額(以下「限度額」という。)を超える
ときは、当該限度額)とする。

2 育児短時間勤務職員等(条例第4条の2第1項に
規定する育児短時間勤務職員等をいう。以下同
じ。)以外の職員であって、基準日において育児短
時間勤務職員等であったものの準ずる手当の月額
は、前項の規定にかかわらず、基準日に受けていた
給料の月額を基準日における算出率(条例第4条の
2第1項に規定する算出率をいう。以下同じ。)で
除して得た額及び基準日に受けていた扶養手当の月
額の合計額に支給割合を乗じて得た額(その額が限
度額を超えるときは、当該限度額)とする。

3 育児短時間勤務職員等であって、基準日において
育児短時間勤務職員等以外の職員であったものの準
ずる手当の月額は、第1項の規定にかかわらず、基
準日に受けていた給料の月額に現に受ける給料の月
額に係る算出率(以下「現算出率」という。)を乗
じて得た額及び基準日に受けていた扶養手当の月額
の合計額に支給割合を乗じて得た額(その額が限度
額を超えるときは、当該限度額)とする。

4 育児短時間勤務職員等であって、基準日において
育児短時間勤務職員等であったものの準ずる手当の
月額は、第1項の規定にかかわらず、基準日に受け
ていた給料の月額を基準日における算出率で除して
得た額に現算出率を乗じて得た額及び基準日に受け
ていた扶養手当の月額合計額に支給割合を乗じて
得た額(その額が限度額を超えるときは、当該限度
額)とする。

第5条 略

2 条例第11条の9第2項の規定により同条第1項の
規定による手当を支給される職員との権衡上必要が
あると認められるものとして人事委員会規則で定め
る職員は、新たに準特地公署に該当することとなっ
た公署に在勤する職員でその準特地公署に該当す
ることとなった日(以下「指定日」という。)前3年
以内に条例第10条第5項に規定する国家公務員等
(次項において「国家公務員等」という。)であっ

第5条 略

2 条例第11条の9第2項の規定により同条第1項の
規定による手当を支給される職員との権衡上必要が
あると認められるものとして人事委員会規則で定め
る職員は、新たに特地公署又は準特地公署に該当す
ることとなった公署に在勤する職員でその特地公署
又は準特地公署に該当することとなった日(以下
「指定日」という。)前3年以内に条例第10条第5
項に規定する国家公務員等(次項において「国家公

た者から人事交流等により引き続き条例の適用を受ける職員となって当該公署に在勤することとなったことに伴って住居を移転したものとする。

3 条例第11条の9第2項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給期間及び額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 国家公務員等であった者から人事交流等により引き続き条例の適用を受ける職員となって準特地公署に在勤することとなったことに伴って住居を移転した職員 当該職員が条例の適用を受けることとなった日に準特地公署に異動したものとした場合に前2条の規定により支給されることとなる期間及び額

(2) 新たに準特地公署に該当することとなった公署に在勤する職員で指定日前3年以内に当該公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転したものの当該職員の指定日に在勤する公署が当該異動の日前に準特地公署に該当していたものとした場合に前2条の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

(3) 前項に規定する職員 当該職員の指定日に在勤する公署が当該職員が条例の適用を受けることとなった日前に準特地公署に該当していたものとし、かつ、当該職員がその日の当該公署に異動したものとした場合に前2条の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

(端数計算)

第6条 第4条の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって、当該手当の月額とする。

(支給方法)

第7条 特地勤務手当に準ずる手当の支給については、給料の支給方法に関する規定を準用する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、特地勤務手当に準ずる手当に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

務員等」という。)であった者から人事交流等により引き続き条例の適用を受ける職員となって当該公署に在勤することとなったことに伴って住居を移転したものとする。

3 条例第11条の9第2項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給期間及び額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 国家公務員等であった者から人事交流等により引き続き条例の適用を受ける職員となって特地公署又は準特地公署に在勤することとなったことに伴って住居を移転した職員 当該職員が条例の適用を受けることとなった日に特地公署又は準特地公署に異動したものとした場合に前条の規定により支給されることとなる期間及び額

(2) 新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなった公署に在勤する職員で指定日前3年以内に当該公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転したものの当該職員の指定日に在勤する公署が当該異動の日前に特地公署又は準特地公署に該当していたものとした場合に前条の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

(3) 前項に規定する職員 当該職員の指定日に在勤する公署が当該職員が条例の適用を受けることとなった日前に特地公署又は準特地公署に該当していたものとし、かつ、当該職員がその日の当該公署に異動したものとした場合に前条の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

(端数計算)

第6条 第3条の規定による特地勤務手当の月額又は第4条第2項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額に1円未満の端数があるときは、それぞれその端数を切り捨てた額をもって、これらの手当の月額とする。

(支給方法)

第7条 特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当の支給については、給料の支給方法に関する規定を準用する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

別表第1（第2条関係）

公署	所在地
(1) 農林総合研究所 園芸試験場日南試験 地	日野郡日南町阿毘縁1214の 1番地
(2) 黒坂警察署印賀 駐在所	日野郡日南町印賀1196番地
(3) 黒坂警察署多里 駐在所	日野郡日南町多里193番地

別表第2（第4条関係）

期間等の区分		支給割合
異動等の日から起 算して4年に達す るまでの間	別表第1第1号及 び第2号の公署	100分の5
	別表第1第3号の 公署	100分の4
異動等の日から起算して4年に達し た後から5年に達するまでの間		100分の4
異動等の日から起算して5年に達し た後		100分の2

別表第1（第2条、第3条関係）

公署	所在地	級別区分
園芸試験場日 南試験地	日野郡日南町阿毘縁1214 の1番地	1級
黒坂警察署印 賀駐在所	日野郡日南町印賀1196番 地	1級

別表第2（第2条の2関係）

公署	所在地
黒坂警察署多里駐在所	日野郡日南町多里193番地

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。